

## 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策について

平成20年10月31日

介護保険行政の推進につきましては、平素よりご尽力いただきましてありがとうございます。

さて、昨日（30日）、新たな「生活対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が開催され、新たな経済対策がとりまとめられたところです。当該対策の「3. 生活安心確保対策」において、「介護報酬改定による介護従事者の処遇改善」も位置付けられております。（別添1参照）

これは、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定を行う一方で、この改定に伴う保険料上昇分について、被保険者の保険料負担の軽減を図ることとするものです。（別添2参照）

昨日の決定を受け、厚生労働省老健局においては、当該緊急特別対策の詳細について検討を行うこととしております。交付要綱等の発出は、国会において補正予算が成立した後となりますが、今後、市町村における準備に資するよう、今後のスケジュール、具体的な基金の仕組み及び交付金の配分方法などについては、追って情報提供させていただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### <照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係 森

Tel.03-5253-1111（内線）2262

介護保険課財政第一係 高橋

Tel.03-5253-1111（内線）2264

# 生活対策(抜粋)

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策関係会議合同会議

## 3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

### ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

#### ・介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

- 一 平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

#### ・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 一 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等)
- 一 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援(給付金の支給期間拡大)
- 一 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携(以上障害者基金の活用)、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 一 認知症高齢者の徘徊SOSネットワークのGPS利用や広域ネットワークの整備推進
- 一 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修

## 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等。

(内容)

○ 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定を実施。

○ このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21年度 改定による上昇分の全額

22年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

・65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。

・40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

(所要額) 1,200億円程度

(保険料上昇抑制のイメージ)

